

2000年10月30日訂正版

Editor's Work Benchコンソーシアム規約 (略称EWBコンソーシアム)

(団体名称)

第1条

本会は、「Editor's Work Benchコンソーシアム(略称EWBコンソーシアム)(英文名称「Editor's Work Bench Consortium」、略称「EWB Consortium」)と称する。

(目的)

第2条

本会は、EWB電子編集組版システムの研究、開発、標準化、普及、流通システム、電子出版物に関する著作権処理保護、関連ビジネスの育成等を目的とする。

(EWB)

第3条

本規約において「EWB」とは、本会が規定する電子編集組版システムを意味する。

(活動)

第4条

本会は、第2条の目的を達成するために下記に活動を行う。

- 1) EWBの研究、開発及び標準化
- 2) EWBの普及活動(イベント、プロモーション等)の企画、運営
- 3) EWB関連ビジネスの円滑な推進
- 4) 前各号に付帯する活動
- 5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員種別及び資格)

第5条

本会会員は、正会員、賛助会員及び特別会員から構成される。なお、本規約において「会員」とは、正会員、賛助会員及び特別会員の全てを称するものとする。

- 2 正会員は、本会の目的及び活動に賛同し、本会の活動等に積極的に参加する意思のある事業法人とする。
- 3 賛助会員は、本会の目的及び活動に賛同し、本会への情報提供等の協力、成果物等の情報取得を目的とする個人とする。
- 4 特別会員は、本会の目的及び活動に賛同し、本会の活動に積極的に参加・協力することを目的とする個人とし、1名以上の正会員による推薦に基づき理事会の承認を得たものとする。

(正会員・賛助会員の権利及び義務)

第6条

正会員は、次の権利及び義務を有する。

- 1) 本会の総会において、一個の議決権を有し、その議決権を行使し、委員会において本会の活動に意見を述べ、又本会の記録の閲覧を求めることが出来る。
 - 2) 本会が設置する各種委員会等に構成員として参加することが出来る。
 - 3) 理事会の定める条件に従い、本会の実施する調査、検討、実験及びその他の活動の結果を利用出来るものとする。但し、その利用方法については、理事会及び総会において定めるものとする。
 - 4) 本会の活動により生じた知的所有権は、本会の正会員による共同所有を原則とする。但し、その詳細については、理事会及び総会において定めるものとする。
 - 5) 本会の目的を達成するため必要な調査、開発等の活動に協力し、積極的に参加しなければならない。
 - 6) 本規約、総会、理事会の決定を遵守しなければならない。
- 2) 賛助会員は、本会の会員として第1項第3号、第5号及び第6号の権利・義務を有する他、総会に出席することが出来る。
 - 3) 特別会員は、本会の会員として第1項第2号、第3号、第5号及び第6号の権利・義務を有する他、総会に出席することが出来る。

(秘密保持)

第7条

各会員は、本会の活動において開示される情報のすべての秘密を保持しなければならないものとし、情報を受領する会員(以下「受領者」という)は、情報を開示する会員(以下「開示者」という)事前の文書による承諾なしに秘密情報を第三者に漏洩せず、本会の目的以外に使用してはならない。なお、開示者が各種委員会又は本会に開示した情報は、会員全員に対し開示されたものとみなす。

- 2) 前項の定めに関わらず、以下の情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - 1) 開示の時点で既に公知であるもの又は開示後に受領者の責に帰すべき理由によらず公知となった情報
 - 2) 開示者から開示される以前から受領者が正当に保持していた情報
 - 3) 受領者が独自に開発・創作した情報
 - 4) 受領者が開示の権限を有する第三者から守秘義務なしに適法に開示された情報
 - 5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報
- 3) 第1項は、受領者に対する秘密保持義務を定めたものであり、本会は、開示者に対し、何ら前項の規定をもって、秘密義務の保障を与えるものではない。従って、秘密情報が第三者に開示され、又は、本会の目的以外に使用されたことにより、開示者が損害を被ったとしても、本会に故意又は重大な過失がない限り、本会は、開示者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 4) 会員は、本会退会後においても本条に定める守秘義務を遵守しなければならない。

(入会及び会員代表者)

第8条

本会の会員になろうとするものは、入会申込書による所定手続きをもって入会出来るものとする。

- 2) 正会員は、前項の申込に際し、その権利を行使する代表者1名(以下「会員

代表者」という)を定め、本会に提出するものとする。

- 3 会員代表者を変更したい時は、速やかにその旨を本会に届け出なければならない。
- 4 特別会員は、1名以上の正会員の推薦に基づき、理事会の承認により入会出来るものとする。

(会費及び負担金)

第9条

正会員及び賛助会員は、本会の運営及び活動実施に要する経費を負担するため、以下の定めるところにより本会への参加費用(年会費)を納入しなければならない。特別会員の参加費は無料とする。なお、年会費において1年は、10月1日から翌年9月30日までとする。

- 1) 正会員の参加費用は次の通りとする。
年会費12万円
- 2) 賛助会員の参加費用は無料とする。
- 2 正会員が、第1項に定める1年の途中から入会した場合の年会費は、年会費を月割りにし、入会した月を含む実質会員月数を掛けたものとする。
- 3 本会の活動を実施するにあたり、必要な活動経費に不足が生じる場合においては、総会の決議により、正会員に対し、負担金を募ることが出来るものとする。

(組織及び役員)

第10条

本会を構成する組織及び役員は下記の通りとする。

- 1) 組織
総会
理事会
委員会
事務局
- 2) 役員
会 長 1名
副会長 若干名
理 事 若干名

(年次総会及び臨時総会)

第11条

総会は、正会員により構成される。

- 2 年次総会は、毎年10月、年1回開催することとし、会長が招集し、その議長は会長が行う。
- 3 年次総会は、本規約の改正、役員任免、委員会の活動報告、会計報告、予算、事業計画等の承認を目的として開催され、その他理事会において必要と認められた事項について承認又は決定を行う。
- 4 会長は、年次総会その他、理事会が必要と認められた時又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して臨時総会の請求があった時は、臨時に総会を開催しなければならない。この場合の招集及び議長は、会長が行う。
- 5 総会は、正会員の2分の1以上の出席(代理人又は委任状を含む)により成立する。
- 6 総会による議決は、本規約において別の定めのない限り、出席した正会員の過半数の賛成(代理人又は委任状を含む)により成立する。可否同数の場

合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条

本会に理事会を置く。理事会は理事により構成される。

- 2 理事会は、この規約に定めるものの他、総会の議決した事項を執行し、総会に付議すべき事項を審議し、その他総会の議決を要しない重要事項を議決する。
- 3 理事会は必要に応じて開催することとし、会長が招集する。
- 4 会長が必要と認められた時又は理事の3分の1以上から請求があった時は、理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事の2分の1以上の出席（代理人又は委任状含む）をもって成立する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事（代理人又は委任状を含む）の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。なお、各理事は、それぞれ一票の議決権を有する。
- 7 理事以外の者であっても、会長が特に必要と認められた者は、理事会に出席することができる。
- 8 理事会は必要と認める事項について、委員会での検討を要請することができる。
- 9 会長は、必要に応じて理事会の中に専門委員会を設置することができる。

(理事)

第13条

理事は、総会において、正会員（法人の代表者とする）のうちから選任する。但し、特に必要があると認められる場合には、理事にあっては2人を限度として、正会員以外の者を理事に選任することを妨げない。

- 2 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とし、理事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 3 理事が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該理事を解任することが出来る。
 - 1) 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 2) 職務上の義務違反その他理事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第14条

会長、及び副会長は、理事会において、理事の中から選任される。

- 2 会長は、本会を代表し、総理し、本規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。又、会長は、副会長にその職務の代行を命ずることができる。
- 3 会長及び副会長は、他の職務との兼任を妨げない。

(委員会)

第15条

本会は、各種委員会の場を通じて各種の活動を行う。

- 2 正会員及び特別会員は、一つ又は複数の委員会に所属する権利を有する。
- 3 各委員長は、各委員会にて互選される。

- 4 本会には、以下の委員会を設置する。委員会の追加又は廃止は、理事会により決定する。
 - 1) 技術委員会
 - 2) 知的財産権委員会
- 5 各委員長は、必要に応じて委員会の中に、専門委員会を設置することができる。
- 6 各委員会は、検討結果を理事会に報告する。
- 7 各委員会は、理事会からの要請があった事項については速やかに検討を行う。
- 8 各委員会における議決は、委員会に出席した正会員の過半数（代理人又は委任状を含む）により成立する。なお、委員会に参加する正会員は、それぞれ一票の議決権を有する。
- 9 各委員会の活動において必要がある場合、理事会の承認を得て、外部専門家を囑託することが出来る。

（事務局）

第16条

事務局の責任者は会長が指名し、理事会が承認する。

- 2 事務局は、理事会の指示に従って、本会の組織、運営維持のために各種サポート業務及び、正会員又は賛助会員からの会費の入金管理や支出管理などの会計処理を行う。

（監事）

第17条

本会に監事を1名置く。

- 2 監事は、総会にて正会員の中から選出される。但し、監事は理事を兼ねることはできない。
- 3 監事は民法第59条に定める職務に準じてこれを行う。
- 4 監事について、理事に関する第13条の規定が準用されるものとする。

（退会）

第18条

会員は、本会を退会しようとする時は、事前にその旨を書面をもって本会に届け出なければならない。

- 2 納入した会費は、理由の如何に関わらず返却しないものとする。

（除名）

第19条

次の各号の一に該当する会員を、総会の議決を経て除名することが出来る。

- 1) 本規約に違反した会員
- 2) 賦課された費用の納付その他の本会に対する義務を怠った会員
- 3) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした会員
- 4) 本会の名誉を著しく毀損する行為をした会員
- 5) 本会の秘密の漏洩その他不正行為があった会員
- 2 前項の場合、本会は、その総会の会日の10日前までに、前項に該当する会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 本会は、総会が第1項の可否を決したときは、その旨を書面を持って正会員

及び賛助会員に通知する。

(その他組織)

第20条

理事会は必要に応じて、本規約に定める以外の組織を設置することができる。

(議事録)

第21条

総会及び理事会の議事については、議事録を作成し、事務局はこれを備え置くものとする。

- 2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長ならびに出席した理事が署名を行う。

(報酬)

第22条

理事、会長、副会長、監事は、無報酬とする。

(実施細則)

第23条

この規約の実施に関して必要な事項は、理事会の承認の後、総会の議決を得て会長が別に定める。

(資産の構成)

第24条

本会の資産は、会費、負担金、寄付金品及びこれらから生ずる収入、事業に伴う収入及びその他の収入とする。

(資産の管理)

第25条

本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第26条

本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第27条

本会の事業計画及び収支予算書は、理事会の議決後、毎年度、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支予算)

第28条

本会の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後、前条に準じ、遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の議決後、総会の承認を得なければならない。

（剰余金の処理）

第29条

本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補填にて充て、なお、剰余金のある時には、その用途については、年次総会にて決定する。

（規約の変更）

第30条

本規約は、第11条第5項に定める定足数を満たした総会において、出席する正会員（代理人又は委任状を含む）の4分の3以上の議決を得て変更することが出来る。

（解 散）

第31条

本会は、第11条第5項に定める定足数を満たした総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、本会を解散することができる。但し、本会を解散する場合及び解散に伴う本会の財産の処分については、総会において決議しなければならない。

（清算人）

第32条

本会が解散した時は、会長がその清算人となる。但し、総会の議決により、正会員のうちから別に選任することが出来る。

（附 則）

- 1．この規約は、設立総会開催の日より実施する。
- 2．本規約は、日本法により解釈されるものとする。
- 3．設立初年度における年次総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。